

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 第 3 回 馬 術 競 技 会 運 営 委 員 会

参考資料

【参考資料 1】 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会会則 ・・・ 1

【参考資料 2】 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会県外・県市町共催等運営委員会規程 ・・・ 7

【参考資料 3】 わた SHIGA 輝く国スポ馬術競技会リハーサル大会会場配置計画等図面 ・・・ 9

【参考資料 4】 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ食品衛生対策実施要領 ・・・ 13

【参考資料 5】 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ弁当調製施設選定基準 ・・・ 18

【参考資料 6】 わた SHIGA 輝く国スポ競技別リハーサル大会（県外・県市町共催等競技）にかかる売店等設置規程 ・・・ 20



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、令和7年（2025年）の第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を滋賀県において開催するため必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 両大会開催に必要な方針および計画の策定
- (2) 両大会における実施競技および会場地の選定
- (3) 両大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 両大会開催および準備に必要な業務および経費の決定
- (5) 両大会開催および準備に關係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他両大会開催および準備に必要な事業

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長および次に掲げる者の中から会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 県ならびに市町の代表者および職員
- (2) 県および市町の議会の議員
- (3) 両大会開催準備および運営に關係のある機関・団体の代表者および役職員
- (4) その他両大会開催準備および運営に關係のある者

2 会長および委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 80名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員の選任)

第6条 会長は、滋賀県知事をもって充てる。

- 2 副会長および常任委員は、総会において委員のうちから選任する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員および監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が実行委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項について審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員および監事の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員および監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員および監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、前項の規定により委員および監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。
- 3 前2項の規定は、副会長および常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは「副会長および常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問および参与を置くことができる。

- 2 顧問および参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。
- 4 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参与する。
- 5 顧問および参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項および第2項の規定は、顧問および参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは、「顧問および参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
- (4) 県外・県市町共催等競技会運営委員会

2 開催準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 両大会開催の基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 収支予算および収支決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) 特別委員会の設置に関すること。
 - (7) その他実行委員会の運営に係る重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置および専門委員会に付託または委任する事項に関すること。

(3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関するここと。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関するここと。

7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を次の総会に報告しなければならない。

8 前条第5項から第8項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副会長および常任委員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員および監事」とあるのは「専門委員」と、「開催準備委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

4 前3条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

(県外・県市町共催等競技会運営委員会)

第14条 県外・県市町共催等競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、会長が委嘱する運営委員をもって構成する。

2 運営委員会は、常任委員会から委任された事項について決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。

3 第8条第1項の規定は、運営委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員および監事」とあるのは「運営委員」と、「実行委員会」とあるのは「運営委員会」と読み替えるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

(特別委員会)

第15条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

2 特別委員会に関し必要な事項は、総会に諮り、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第16条 会長は、特に緊急を要するため総会および常任委員会（以下「総会等」

という。)を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第17条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第18条 実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(収支予算および収支決算)

第19条 実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

- 2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 雜則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第22条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

- 1 この会則は、平成25年10月31日から施行する。
- 2 開催準備委員会の設立当初の会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成26年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 4 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この会則の施行の際、現に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の役員、委員、顧問、参与である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与に委嘱されたものとみなす。

附 則

この会則の施行の際、現に制定されている第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の方針、計画および関係規程等中「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会」とあるものは、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会」と読み替える。

わたS H I G A 輝く国スポ・障スポ実行委員会 県外・県市町共催等競技会運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わたS H I G A 輝く国スポ・障スポ実行委員会会則（以下「会則」という。）第10条第1項第4号の規定に基づき、県外・県市町共催等競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織および運営について必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会の種類等)

第2条 運営委員会の種類および常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

(構成)

第3条 運営委員会は、わたS H I G A 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）の会長（以下「会長」という。）が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(役員)

第4条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

- 2 委員長および副委員長は、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。
- 3 運営委員会は必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。
- 4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第6条 運営委員会は、必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

付 則

この規程は、令和4年8月7日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	委任事項
自転車（トラック・レース） 競技会運営委員会	1 総合的な計画の推進に関すること 2 競技施設等の整備計画の推進に関すること 3 広報活動および県民運動の推進に関すること 4 競技運営に係る計画の推進に関すること 5 宿泊業務に関すること 6 医療救護、食品衛生および環境衛生に関すること 7 輸送および交通に関すること 8 警備および消防防災に関すること 9 馬事衛生に関すること（馬術競技会運営委員会に限る。） 10 その他競技会を開催するために必要な事項に関すること
馬術 競技会運営委員会	
ライフル射撃（50m、10m、BR・BP） 競技会運営委員会	
ラグビーフットボール 競技会運営委員会	
ボウリング 競技会運営委員会	

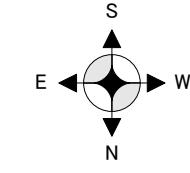
全体配置計画図

S= 1/1600

リハーサル大会



参考資料 3



A 大会本部棟(屋内競技場内)

No	施設名
1	県実施本部
2	救護室
3	競技本部(総務委員室)
4	コースデザイナー席
5	競技進行・施設委員控室
6	審判員・セクレタリー席(馬場馬術)
7	馬場馬術計算室
8	プレスルーム
9	記録計算室
10	大会役員控室
11	競技運営委員席
12	総合計算委員席
13	放送席
14	障害審判員席
15	一般観覧席(屋内)
16	一般観覧席(屋外)

B 厥舎地区

No	施設名
17	厩舎 A
20	馬事衛生本部
21	消毒所
22	馬積み降ろし場
23	馬事衛生補助員詰所
24	敷料庫
25	馬診療・装蹄事務所
26	更衣室
27	馬診療所
28	装蹄所
29	馬糞置場
30	隔離厩舎(2馬房)
31	ゴミ集積所

C 管理棟

No	施設名
32	会議室(予備)2F
33	小会議室(予備)2F
33	カームダウン・クールダウン室

D 競技役員棟 A

No	施設名
34	自衛隊本部
35	ミーティングルーム

D 競技役員棟 B

No	施設名
36	スチュワードオフィス
37	救護室(待機所)

E 屋外仮設施設

No	施設名	No	施設名	No	施設名
38	受付・総合案内所	52	表彰式会場(晴天時)	64	競技進行委員席
39	入賞者控	53	表彰式会場(雨天時)	66	案内板・告知板
40	表彰準備室	54	表彰放送席	67	喫煙所
41	輸送係員詰所	55	トライレ	68	ドリンクコーナー
42	シャトルバス待合所	56	福祉トイレ	69	ゴミステーション
43	自転車等置場	57	一般観覧席(屋外)	70	三木市PRブース
44	総合休憩所	58	福祉席	71	関係市町PRブース
46	壳店	59	コースビルダー席	72	ふるまいコーナー
47	馬具店	60	装蹄師・整備補助員待機所	73	滋賀県観光ブース
48	実施本部員詰所	61	競技補助員等詰所	74	電光掲示板(既存)
49	弁当引換所	62	障害物置場	75	救護所(待機所)
50	ボランティア控所	63	スチュワード席	76	

F エオの森施設

No	施設名
77	監督会議会場
78	ホースマネージャー宿舎
79	自衛隊宿舎

摘要

出力年月日

ファイル名



実行委員会

設計年月日

変更年月日

2025/01/22

設計

担当

検査

図面名

承認

図面番号

競技名 馬術競技リハーサル大会

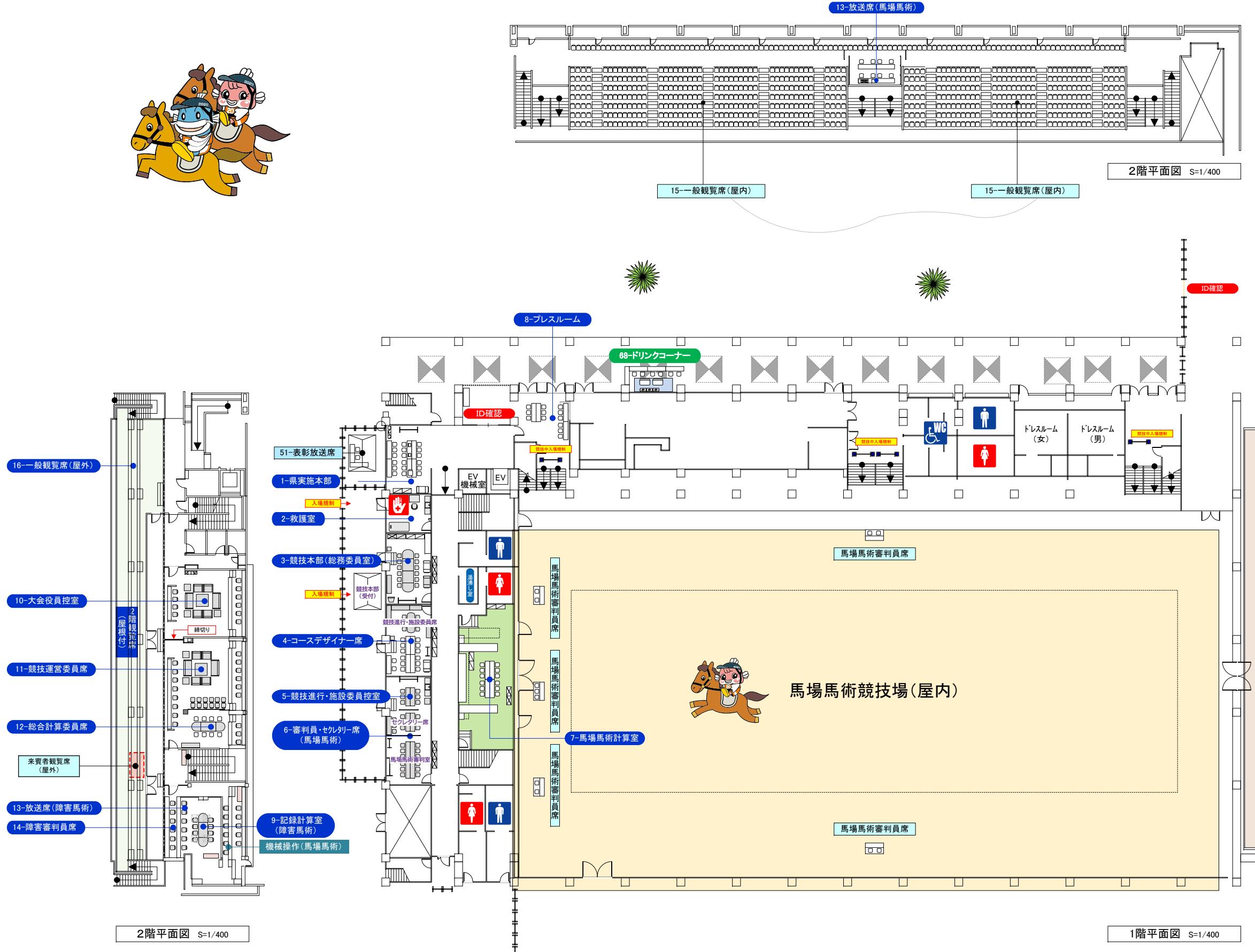
全体配置計画図

縮尺 1/1600
(A3)

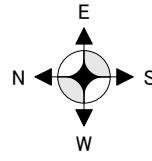
屋内競技場(馬場馬術)内配置図

S= 1/400

リハーサル大会



A		大会本部棟				
	No	施	設	本	各	室
1階	1	県 実 施 本 部	告	告	告	告
	2	救 護 室	室	室	室	室
	3	競 技 本 部 (総 務 委 員 室)	室	室	室	室
	4	コ 一 ス デ ザ イ ナ 一 所	所	所	所	所
	5	競 技 進 行 ・ 施 設 委 員 控 室	室	室	室	室
	6	審 判 員 ・ セ ク レ リ - 席 (馬 場 馬 術)	室	室	室	室
	7	馬 場 馬 術 計 算 室	室	室	室	室
	8	ブ レ ス ル 一 所	所	所	所	所
2階	9	記 錄 計 算 室	室	室	室	室
	10	大 会 役 員 控 室	室	室	室	室
	11	競 技 運 営 委 員 室	室	室	室	室
	12	総 合 計 算 委 員 室	室	室	室	室
	13	放 送 室	室	室	室	室
	14	障 害 審 判 員 室	室	室	室	室
	15	一 般 観 覧 席 (屋 内)	室	室	室	室
	16	一 般 観 覧 席 (屋 外)	室	室	室	室



会本部棟

	No	施	設	名
1 階	1	県 実 施 本 部		会
	2	救 護		室
	3	競 技 本 部 (総 務 委 員 室)		
	4	コ ー ス デ ザ イ ナ ー		ル
	5	競 技 進 行 ・ 施 設 委 員 控 室		
	6	審 判 員 ・ セ ク リ ー - 席 (馬 場 馬 術)		
	7	馬 場 馬 術 計 算 室		
	8	プ レ ス ル ー		ー
2 階	9	記 錄 計 算 室		
	10	大 会 役 員 控 室		
	11	競 技 運 営 委 員 室		
	12	總 合 計 算 委 員 室		
	13	放 送		
	14	障 害 審 判 員 室		
	15	一 般 觀 覧 席 (屋 内)		
	16	一 般 觀 覧 席 (屋 外)		

待機馬場（屋内）

1階平面図 S=1/400

摘要	出力年月
	ファイル



实行委员会

設計年月日 変更年月日 2025/01/20	設計 製図	検図 担当	承認	競技名 馬術競技リハーサル大会	縮尺 1/400(A3)	図面番号
				図面名 屋内競技場(馬場馬術)内配置図		

中庭配置図 S= 1/600

$$S = 1/600$$

リハーサル大会



実行委員会

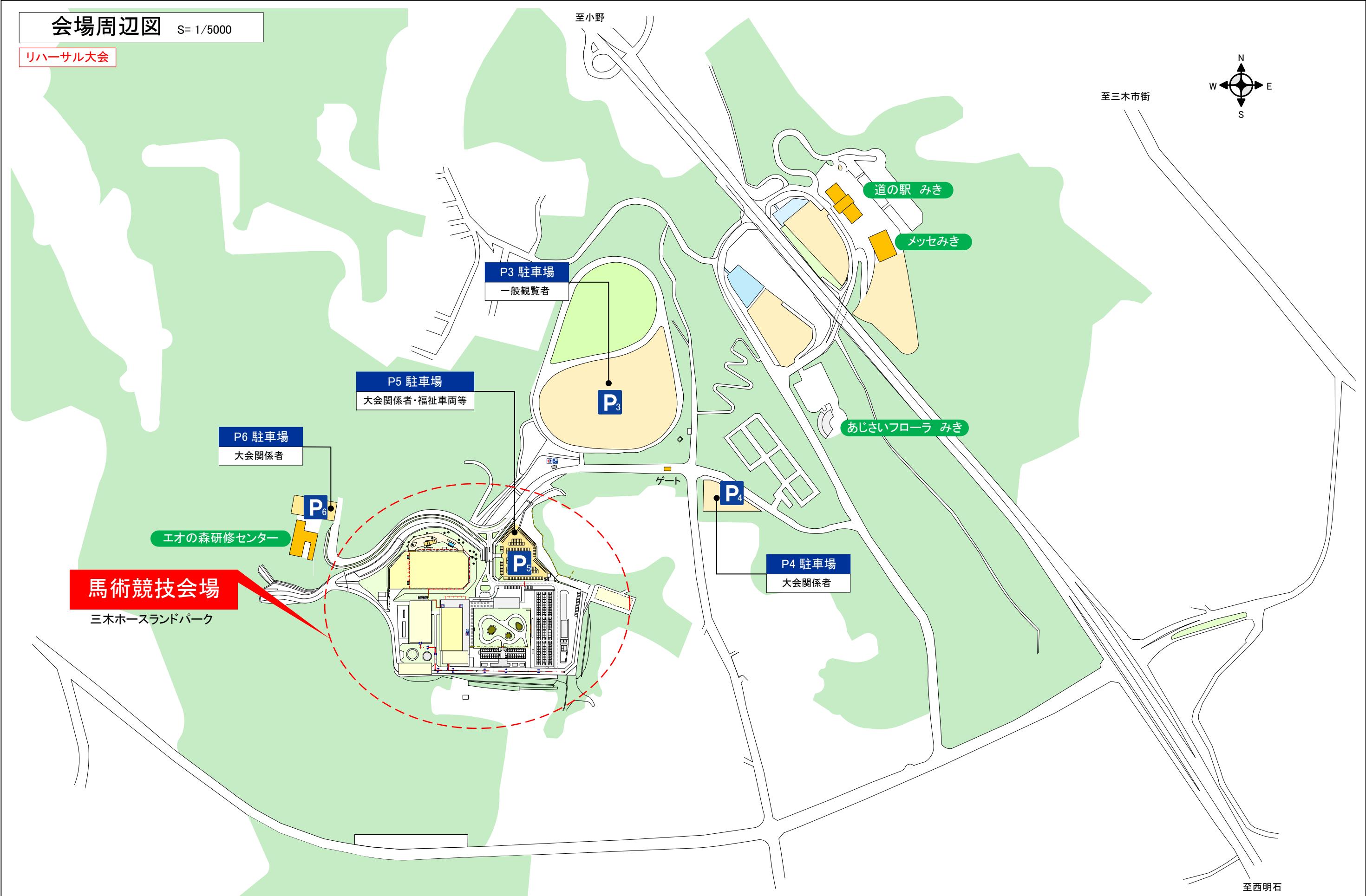
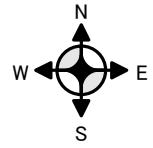
馬術競技リハーサル大会

縮尺 1/600(A3)

会場周辺図

S= 1/5000

リハーサル大会



摘要	出力年月日
ファイル名	湖国の感動 未来へつなぐ わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ 実行委員会 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2025
	変更年月日 2024/12/24

設計年月日	設計	検図	承認	競技名
変更年月日 2024/12/24	製図	担当		馬術競技リハーサル大会

縮尺	図面番号
1/5000 (A3)	

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要領

1 楽旨

この実施要領は、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会食品衛生対策要項」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)および会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。)が、相互に連絡調整を図り、滋賀県および会場地市町、関係機関・団体等とともに実施する食品衛生対策に関して必要な事項を定め、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ(以下「両大会」という。)における食品の安全性を確保することを目的とする。

2 実施内容

(1) 対象となる食品提供施設

ア 営業宿泊施設の調理施設

旅館業法の許可を受けた旅館・ホテルおよび簡易宿所営業施設(以下「営業宿泊施設」という。)において、宿泊する両大会の選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者(以下「両大会参加者」という。)が喫食する食事を調理する施設

イ 食事提供施設

両大会参加者が利用する営業宿泊施設において、施設内での食事提供ができない場合に斡旋する食事提供が可能な施設

ウ 仕出し料理調製施設

両大会参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理(弁当)を調製する施設

エ 弁当調製施設

両大会参加者が開・閉会式会場および競技・練習会場等で喫食する弁当を調製する施設

オ 既設の食品営業施設

両大会会場内に既に設置され、食品の調理、加工もしくは製造または販売を行う施設

カ 臨時の食品営業施設

両大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工もしくは製造または販売を行う施設

キ 無料食品提供施設

ふるまいを目的として両大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

ク 弁当引換所

両大会会場内に設置される弁当の引換所

(2) 食品提供施設の把握

滋賀県健康医療福祉部生活衛生課(以下「県生活衛生課」という。)および保健所(大津市保健所を含む。以下同じ。)は、県委員会から次表のとおり提出される報告書等により、対象の食品提供施設を把握する。

また、県外の施設については、県委員会から関係自治体へ食品衛生指導の実施および報告書を依頼する。

対象施設	提出書類	提出方法
ア 営業宿泊施設の調理施設	営業宿泊施設利用予定報告書 (※宿舎衛生対策実施要領に定める様式第1号)	県委員会が県生活衛生課または大津市保健所へ提出する。 県生活衛生課は該当保健所または食品安全監視センターへ振り分ける。 令和6(2024)年9月末日まで ※提出後に追加・変更した場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。
イ 食事提供施設	食事提供施設一覧表 (様式第1号)	
ウ 仕出し料理調製施設	仕出し料理調製施設一覧表 (様式第2号)	
エ 弁当調製施設	弁当調製施設名簿 (※弁当調達要項に定める様式第1号)	会場地委員会は県委員会へ提出し、県委員会が取りまとめて県生活衛生課または大津市保健所へ提出する。
オ 既設の食品営業施設	既設食品営業施設一覧表 (様式第3号)	県生活衛生課は該当保健所または食品安全監視センターへ振り分ける。 令和6(2024)年9月末日まで ※提出後に追加・変更した場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。
カ 臨時の食品営業施設	臨時食品営業施設設置計画書 (様式第4号)	会場地委員会は県委員会へ提出し、県委員会が取りまとめて県生活衛生課または大津市保健所へ提出する。
キ 無料食品提供施設	無料食品提供施設設置計画書 (様式第5号)	県生活衛生課は該当保健所へ振り分ける。
ク 弁当引換所	弁当引換所設置計画書 (様式第6号)	開催の概ね3か月前まで ※提出後に追加・変更した場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。

(3) 監視指導

食品安全監視センターおよび保健所は、県委員会および会場地委員会と連携し、県生活衛生課、一般社団法人滋賀県食品衛生協会各支部の協力を得て、次表を目標に対象施設の監視指導を実施する。

対象施設	目標立入回数		指導事項	
	両大会前	両大会期間中		
	令和6(2024)年度、 食品提供施設の把握 日以降～開催年度			
ア 営業宿泊施設の調理施設	1～2回	必要に応じて	別紙1「食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項」および別紙2「食品提供施設に対する指導および検査」のとおり	
イ 食事提供施設				
ウ 仕出し料理調製施設				
エ 弁当調製施設				
オ 既設の食品営業施設				
カ 臨時の食品営業施設	会場内 に設置	必要に応じて		
キ 無料食品提供施設				
ク 弁当引換所				

(4) 食品衛生講習会

県委員会は、県生活衛生課および保健所と連携し、一般社団法人滋賀県食品衛生協会各支部の協力を得て、次により食品衛生講習会を実施する。また、会場地委員会においても、必要に応じて同様の講習会を実施することができる。なお、感染症予防を目的とした講習会や宿舎衛生講習会と併せて実施することができる。

ア 講習の内容

- (ア)食中毒の予防対策と発生時の対応
- (イ)従事者の健康管理(検便検査を含む。)と手洗いの徹底
- (ウ)施設・設備の衛生管理および食品・調理器具等の衛生的な取扱い

イ 受講対象者

対象となる食品提供施設の営業者、食品衛生責任者または代表者および関係者とする。

ウ 講習会の実施方法

原則として、令和6(2024)年度から両大会開催1か月前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程および会場の調整を行う。なお、県委員会および会場地委員会が主催する会議・説明会等と上記講習会を併せて実施するなど、計画的かつ効果的に実施する。

(5) 広報活動

県委員会は、県生活衛生課、保健所および会場地委員会と連携し、県、会場地市町、関係機関、団体等の協力を得て、必要に応じて、広報誌、ホームページ等の広報媒体を活用し、より一層の食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を図る。

(6) 食中毒等健康被害発生時の対応

- ア 県委員会および会場地委員会は、食中毒(疑いを含む。)の情報を入手した場合、直ちに発生場所を管轄する保健所に連絡し指示を受けるとともに、県生活衛生課に連絡する。なお、大津市実行委員会においては大津市保健所に連絡するものとする。
- イ 両大会に關係して食中毒が発生したときは、県生活衛生課および保健所は滋賀県食中毒処理要領(大津市においては大津市食中毒等処理要領)に基づき速やかに対応するほか、県生活衛生課は県委員会および関係する会場地委員会に情報提供を行う。

(7) 緊急連絡体制の整備

県委員会および会場地委員会は、参加者等に食中毒患者が発生するなど、緊急の事案が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を別記のとおり整備する。

3 実施報告

(1) 監視指導

食品安全監視センターおよび保健所(大津市保健所を除く。)は、この実施要領に基づく食品衛生監視指導等の実施結果について、次表のとおり県生活衛生課に報告する。県委員会は県生活衛生課および大津市保健所に対し、上記の報告を速やかに県委員会に情報提供するよう依頼するものとする。

報告書様式	報告期限
食品関係施設の監視指導実施結果報告書 (様式第7号) 施設等の検査結果報告書(様式第8号)	◆令和6(2024)年度中の実施結果 →令和7(2025)年3月末日まで ◆令和7(2025)年度中の実施結果 →ア～オの対象施設:令和7(2025)年9月末日まで カ～クの対象施設:令和7(2025)年10月末日まで

(2) 食品衛生講習会

会場地委員会は、この実施要領に基づく食品衛生講習会を実施した場合、その実施結果について、次表のとおり県委員会に報告し、県委員会は県委員会実施分と上記報告を合わせて、速やかに県生活衛生課に情報提供するものとする。

報告書様式	報告期限
食品衛生講習会の実施報告書(様式第9号)	<p>◆令和6(2024)年度中の実施結果 →令和7(2025)年3月末日まで</p> <p>◆令和7(2025)年度中の実施結果 →令和7(2025)年9月末日まで</p>

4 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県生活衛生課および保健所(大津市保健所を含む。)が協議の上、別に定めるものとする。

参考資料 5

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 弁当調製施設選定基準

1 総則

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ弁当調達要項に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ(以下「国スポ」という。)総合開会式および競技会(県が主催または市町と共催するものに限る)ならびに、わた SHIGA 輝く障スポ(以下「障スポ」という。)開・閉会式および競技会における弁当調製施設選定基準を次のとおり定め、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)は、当該基準を満たす施設の中から、弁当調製施設を選定する。

2 施設の立地条件

食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。なお、弁当調製施設の所在地は各会場までおおむね2時間以内の地域であること。

3 衛生管理体制

- (1)過去3年間に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2)食品衛生関係法令に基づき、HACCPに沿った衛生管理に取り組んでいること。
- (3)検食は調理済みの食品を食品ごとに 50g 以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。同一内容の食品を1回 300 食以上または1日 750 食以上調理する場合は、前記の規定による保存のほかに、当該食品の原材料ごとに 50g 以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保管すること。
- (4)調理従事者(食品に直接接触する作業に従事する者。)は、おおむね両大会開催1か月の間に検便を受け、食品により媒介される可能性のある病原体(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌等)の感染の有無を確認すること。なお、検査項目については、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌については必須とし、必要に応じてノロウイルスの検便検査を行うこと。
- (5)死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、もしくは国スポ・障スポ開催期間中加入できること。

4 弁当調製能力

- (1)調製能力が、1日当たり 100 食以上であること。
- (2)第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。
- (3)申出のあった提供可能数が、調製施設の規模、従業員数に見合ったものであること。

5 対応能力

- (1)県委員会が定める弁当料金による調製が可能であること。
- (2)県委員会が指定する容器、包装紙等を使用できること。
- (3)県委員会が定める食材および献立内容で調製できること。
- (4)弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示ができること。

ア 弁当の名称

イ 原材料名(アレルゲン、遺伝子組み換え、原料米の産地等の表示を含む。)

ウ 食品添加物

エ 消費期限(時刻まで表示)

オ 保存方法

カ 製造所所在地・製造者名

キ その他食品表示法等関係法令により規定される表示

ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示

ケ 持ち帰りを禁止する表示

コ その他県委員会が指定する表示

- (5)弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭きおよび持ち運び用の袋を提供できること。

- (6)弁当の内容について、お品書き等の添付が可能であること。

- (7)通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して弁当を搬入できること。

- (8)県委員会が指定する時刻・場所に適切な温度管理(10℃以下)ができる冷蔵車等を利用して、衛生的な運搬ができること。また、配布終了まで会場内に待機し、同様に適切な温度管理(10℃以下)、衛生管理を行えること。

- (9)開・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入、回収ができること。

- (10)荒天等により、開・閉会式、競技会等が変更または開催中止となった場合に、弁当の調製および納入について、県委員会の指示に基づく対応ができること。

わた SHIGA 輝く国スポ競技別リハーサル大会 (県外・県市町共催等競技) にかかる売店等設置規程

1 目的

わた SHIGA 輝く国スポ県外・県市町共催等競技会運営委員会で承認された各競技会の開催基本計画に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ競技別リハーサル大会において、県が準備運営を行う競技会（以下「県運営競技会」という。）に参加する選手、監督、役員等の大会関係者および一般観覧者の便宜を図るとともに、滋賀県、県運営競技会場地市町等（以下「関係市町」という。）の特産品等を紹介・販売するため、売店等の設置および運営について必要な事項を定める。

2 設置場所

売店等の設置場所は、原則として、競技会場に設置する。ただし、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）は必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 設置期間および開設時間

- (1) 売店等の設置期間は、原則として、競技会の開催期間中とする。ただし、競技会中止の場合はこの限りでない。
- (2) 売店の開設時間は、原則として、競技会の開始式または競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとし、準備・後片付けはこれらに含まれるものとする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、実情に応じて開設時間を変更できるものとする。

4 出店数、出店位置および規模

出店数および出店位置は実行委員会が決定する。売店規模は、原則として、1 店舗あたり概ね 10m^2 （2 間×3 間テントの 2 分の 1 = 1 小間）以内とし、最大 2 小間とする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、実情に応じてこれを変更することができる。

5 売店運営に必要な設備等の基準

売店等の運営に必要な設備等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員会が準備する設備等（1 小間あたり）
 - ア テント（2 間×3 間）1 張の 2 分の 1
 - イ 長机 3 台
 - ウ 椅子 3 脚
- (2) 火気または燃料等危険物を使用する出店者は、ブース内に必ず消火器を準備すること。
- (3) 調理等に必要なガスおよび水については、出店者で準備すること。
- (4) 電気設備が必要な場合は、原則として出店者において準備すること。
- (5) 給排水設備が必要な場合は、出店者において準備すること。
- (6) 食品を取り扱う売店については、食品衛生関係法令の基準に従い、陳列保管、冷蔵設備およ

び容器包装等により汚染防止の措置を講ずること。

(7) 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。

(8) その他関係法令等に適合していること。

(9) (1) に定める事項について、実行委員会が必要だと認めた場合は、準備物の数量等の調整を行う。

6 取扱商品およびサービス

売店等で取り扱う商品およびサービスは、次の範囲内とする。

(1) 国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「キヤフィー」「チャッフィー」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会または実行委員会の使用承認を受けているもの。

なお、食品については下記（4）と同様の取り扱いとする。

(2) 特産品等

滋賀県または関係市町の特産品等、もしくは実行委員会が認めたもの。

なお、食品（アルコール飲料を除く。）については下記（4）と同様の取り扱いとする。

(3) スポーツ用品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

売店等において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

7 保健所等への手続き

(1) 飲食物を販売する出店者のうち、食品営業許可申請書等の提出が必要な出店者は、競技会場地を所管する保健所に申請した後、速やかに実行委員会に当該申請書の写しを提出しなければならない。

(2) 出店に際して関係法令等に定める必要な許可申請については、売店等の許可を受けた出店者が責任を持って行わなければならない。

(3) 売店等を展開することにより必要となる、競技会場地を所管する保健所および消防署への「届出書」の提出については、実行委員会がとりまとめ、一括で申請する。

8 経費の負担

(1) 売店等の運営に要する経費は、出店者が負担する。

(2) 物品の販売およびサービスの有償提供等を行う出店者は、実行委員会が別に定める出店

料を納入しなければならない。

(3) 以下に該当する者は、出店料を免除する。

ア 行政機関

イ 県内および各競技会場地市町の障害福祉団体、障害福祉サービス事業所等

ウ 県内および各競技会場地市町の学校

エ 日本スポーツ協会

オ わた SHIGA 輝く国スポ協賛企業

カ わた SHIGA 輝く障スポ特別協賛企業

キ その他実行委員会が特に認める者

9 出店者の条件

出店者は、次のすべての条件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 国スポ関連グッズ、特産品等、スポーツ用品、飲食物または宅配便にかかる関係団体等

イ その他実行委員会が認めた者

(2) この規程で定める開設時間等を遵守できること。

(3) 売店等出店許可申請書の申請日時点において、県税ならびに消費税および地方消費税の滞納がないこと。

(4) 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。

(5) 販売品目の販売において、申請時点から起算して過去1年以内に、法令等に違反して処分を受けていないこと。

(6) 飲食物販売の出店者については、申請時点から起算して過去1年以内に、食中毒等における行政処分歴がないこと。

(7) 飲食物出店者のうち、保健所での手続きが必要な出店者は、次の条件も満たさなければならない。

ア 食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装等などにより汚染防止および直射日光を避ける等の必要な措置を講じ、保管、陳列は衛生的な設備で行い、冷蔵設備があり、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守して管理を行うこと。

イ 早期飲食等を促す旨の表示をすること。

ウ 廃棄物容器および汚染容器は、汚液および汚臭が漏れない構造で、耐水性材質により作られ、かつ、常時清潔を保持し、適切な方法により廃棄物を処理すること。

(8) 出店者の役員等（個人である場合、その者をいい、法人である場合、その役員またはその支店もしくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員または法第2条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。また、販売員等として暴力団員等を使用または雇用していないこと。

(9) その他関係法令等に適合していること。

(10) 実行委員会の指示に従うことができること。

10 出店者の募集方法

- (1) 実行委員会が必要と認める売店等については、実行委員会から関係機関等に依頼し、出店者を募集する。
- (2) 前項に定める売店等以外の出店者の募集について、実行委員会が必要と判断した場合は、出店者を公募する。
- (3) 実行委員会は、出店の募集に際し、出店を申請する者またはその関係者が同規程第9条第7号の条件を満たす者であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとする。

11 出店申請

出店希望者は、売店等出店許可申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、実行委員会に提出しなければならない。なお、申請時期、方法等については県実行委員会が別に定める。

- (1) 出店申請者の概要・出展計画書（様式第2号）
- (2) 営業許可証（写）または所管保健所等の收受印が押印された営業許可申請書（写）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第3号）
- (4) 県税ならびに消費税および地方消費税に未納がないことを証する証明書

※ (2) は飲食物の販売を行う場合のみ

12 出店者の選定および出店許可証の交付

- (1) 実行委員会は、本規程に基づき、営業経験等を考慮し、出店が適当であると認めた者を出店者として選定する。その際、実行委員会は、出店を申請する者またはその関係者が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとする。
- (2) 出店申請者数について、実行委員会が予定する出店数を超えた時は、出店内容や出店目的等を考慮し、実行委員会において優先出店者を選定し、これによりがたい場合は抽選により選定する。
- (3) 出店者として選定されたものは、実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を振込むこと。

なお、振込み手数料は、出店者が負担する。

- (4) 既に納付された出店料は還付しない。ただし、実行委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- (5) 実行委員会は、出店者の選定結果を通知する際、上記「8 経費負担」の(3)に該当しない出店者に対しては、売店等出店料納入通知書（様式第4号）を送付し、納入期限までに実行委員会が指定する方法で出店料を納入した者に限り、出店を許可するものとする。なお、出店料納入後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合、出店者は実行委員会に対してその旨を文書等で通知するものとし、出店料の返還を求めることはできないものとする。
- (6) 実行委員会は、売店等出店許可決定通知書（様式第5号）に記載の条件を満たした者に限り、大会当日の出店を認めることとし、売店等出店許可証（様式第6号）を交付するものとする。

(7) 出店を許可しないときは、当該申請者に対して、その旨を文書にて通知するものとする。

13 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店等出店許可を取り消すことができる。

なお、この場合において出店者は実行委員会に対して損害賠償および出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令および本規程に違反したとき。
- (2) 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所等からの行政指導等に従わなかったとき。
- (4) その他、実行委員会が売店等の運営管理等において不適当と認めたとき。

14 管理責任

売店等における販売品および備品等の管理は出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

15 禁止事項

出店者およびその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡または転貸し、もしくは管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売りおよび呼び込み販売すること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理・加工等をすること。
- (5) アルコール飲料および危険物を販売すること。

ただし、実行委員会が特産品と認めたものはこの限りではない。

- (6) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (7) 拡声器および音響機器類を使用すること。
- (8) 指定された目的や指定場所以外で火気を使用すること。
- (9) 会場施設の付帯設備（電源等）を使用すること。
- (10) その他、大会運営に支障があるような行為をすること。

16 遵守事項

出店者および従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 店頭の見やすい位置に、売店等出店許可証（様式第6号）を掲示すること。
- (2) 売店等およびその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店等の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。

- (5) 販売品等の搬入搬出等に使用する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。
- (6) 販売品等の搬入、陳列および搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服装は、清潔で従業員であることが確認できる衣服を着用し、接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (8) 飲食物を販売する場合は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。また、ブースの前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとり、ごみの後始末は実行委員会の指示に従うこと。
- (9) 出店にともない、汚水等が発生する場合は、出店者の責任で適切に処理を行い、持ち帰ること。
- (10) 火気および燃料等危険物を使用する場合は、消火器を設置すること。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会が安全確保のためやむを得ず売店等の閉鎖や撤去等の指示を出した場合は、その指示に従うこと。
- (12) 従業員の変更、追加はやむを得ない場合を除き、原則として認めない。
- (13) その他、関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会の指示に従うこと。

17 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、売店設置会場を巡回し、本規程に基づき、売店の運営等に関する事項について監督するものとする。

18 売店等責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店等責任者を定め、売店等設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店等責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店等責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店等の管理運営にあたらなければならぬ。
- (4) 食品を取り扱う売店等責任者は、調理、保管および販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

19 事故等発生時の対応

- (1) 売店等において、事件、事故等が発生したとき、売店等責任者は初期対応にあたるとともに、直ちに競技会場内に実行委員会が設置する実施本部（以下「実施本部」という。）に報告し、その指示に従うものとする。
- (2) 売店等において、不審者または不審物を発見したときは、売店等責任者は直ちに実施本部に報告し、その指示に従うものとする。

20 損害賠償

出店者(従業員を含む。)は、競技会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

21 補填および補償

- (1) 出店者は、出店者が当初に予定していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良(自然災害を含む。)等、実行委員会が予測できない理由により出店が中止または縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等(出店料を含む。)の補償を実行委員会に請求することはできない。

22 原状回復

出店者は、売店等の設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、これに要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 個人情報の取扱い

売店等の従事者等の個人情報については、実行委員会が売店等設置運営のためにのみ使用するものとし、その他の目的には使用しない。

24 その他

この規程に定めるもののほか、売店等の設置運営に必要な事項は、実行委員会が別に定める。